

久喜市子ども医療費支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則
久喜市子ども医療費支給に関する条例施行規則（平成22年久喜市規則第10
2号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1条を加える。

（添付書類の省略）

第12条 市長は、この規則に規定する申請書又は変更届に添付する書類により
証明する事項を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付
を省略させることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。